

生産性向上設備投資促進税制について

平成25年12月

経済産業省

1. 生産性向上設備投資促進税制の対象(全体像)

➤ 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設。

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。） ①最新モデル ②生産性向上(年平均1%以上) ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上 （中小企業者等は5%以上） ②最低取得価額以上
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	○産業競争力強化法施行日から平成28年3月31日まで ：即時償却と税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制 ○平成29年3月31日まで ：特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制 ※ ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限	

2. 対象設備リスト

- 具体的な対象設備は下記表のとおり。
- ただし、生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外。

A: 先端設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)	
建物	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。)
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。)
	日射調整フィルム
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

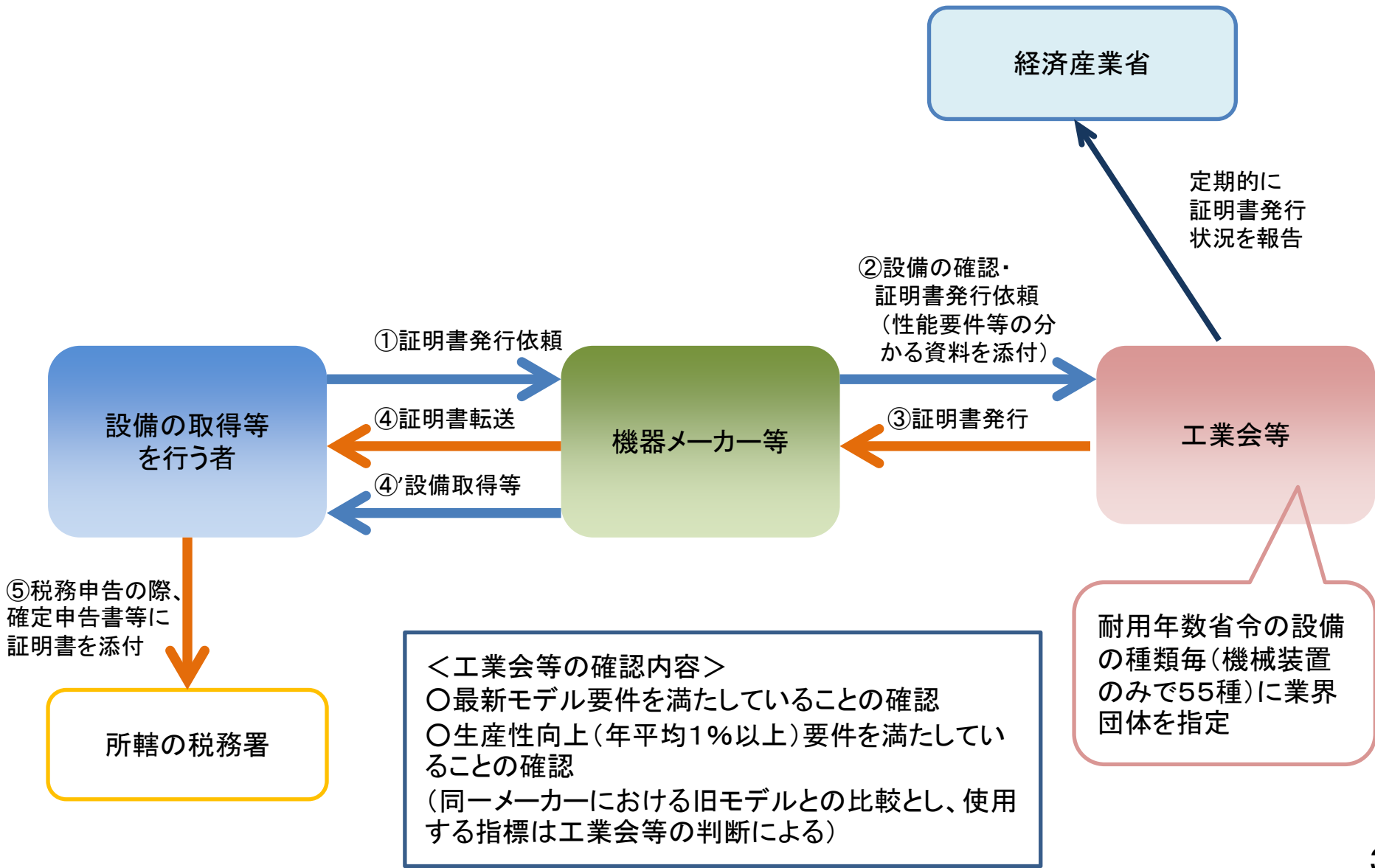
- ※ サーバー用の電子計算機については、中小企業者等(情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。)が取得又は製作をするものに限る。
- ※ ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て

- ※ サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

3-1. 先端設備の要件確認スキーム



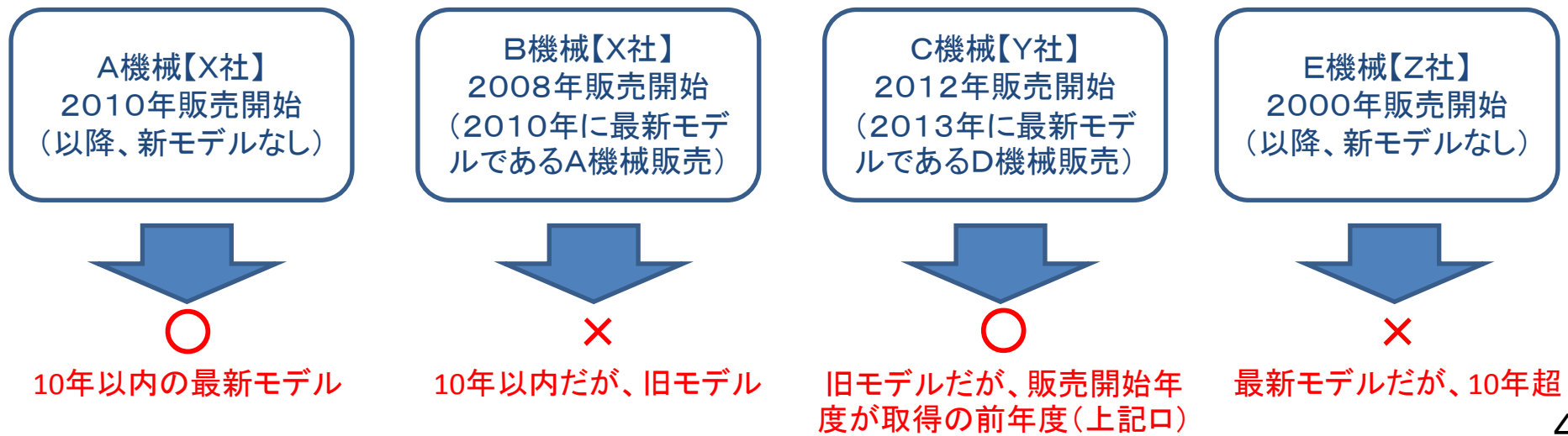
3-2. 先端設備の要件:最新モデル

- A: 先端設備については、A要件①～③を全て満たす設備が対象。
- そのうち、A要件①及び②については、メーカーの申請に基づき工業会等が確認・証明。

A要件①:最新モデル

- ✓ 最新モデルであること。最新モデルとは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルをいう。
 - イ 一定期間内(機械装置:10年以内、工具:4年以内、器具備品:6年以内、建物及び建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内)に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
 - ロ 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

<事例> (それぞれ、2013年に設備を取得したものとする)



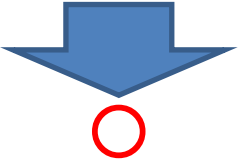
3-3. 先端設備の要件：生産性向上

A要件②：生産性向上

- ✓ 旧モデル(最新モデルの一世代前モデル)と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。(※)
 - ※ ただし、ソフトウェアについては、この生産性向上要件は不適用。
- ✓ 「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断。
- ✓ あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ✓ 特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成部品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。

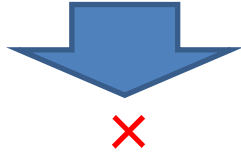
<事例>

F機械(2010年販売)
単位時間当たり生産量105
一代前モデルG機械(2008年販売)
単位時間当たり生産量100



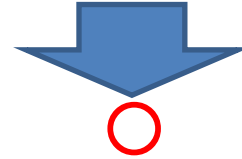
$$\{(105 - 100) \div 100\} \div 2年 = \text{年平均}2.5\% \text{の向上}$$

H機械(2010年販売)
単位時間当たり生産量105
一代前モデルI機械(2000年販売)
単位時間当たり生産量100



$$\{(105 - 100) \div 100\} \div 10年 = \text{年平均}0.5\% \text{の向上}$$

(2013年に最新モデルであるJ機械販売)
一代前モデルK機械(2012年販売)単位時間当たり生産量100
二代前モデルL機械(2010年販売)
単位時間当たり生産量95



$$\{(100 - 95) \div 95\} \div 2年 = \text{年平均}2.6\% \text{の向上}$$

(旧モデルだが、販売開始年度が取得の前年度(前ページの最新モデル要件ロ)の場合)

3-4. 先端設備の要件:最低取得価額

A要件③:最低取得価額

- ✓ 最低取得価額以上のものであること。最低取得価額は、設備種類毎に設定(下表のとおり)。
- ✓ 工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアについては、単品価額での要件に準ずるものとして、年度合計額での要件を設定。

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円(単品30万円かつ合計120万円を含む。)
建物及び建物附属設備	単品120万円(建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。)
ソフトウェア	単品70万円(単品30万円かつ合計70万円を含む。)

<事例>

1台300万円の機械装置を購入



1台40万円の冷蔵庫(器具備品)を4台、合計160万円購入



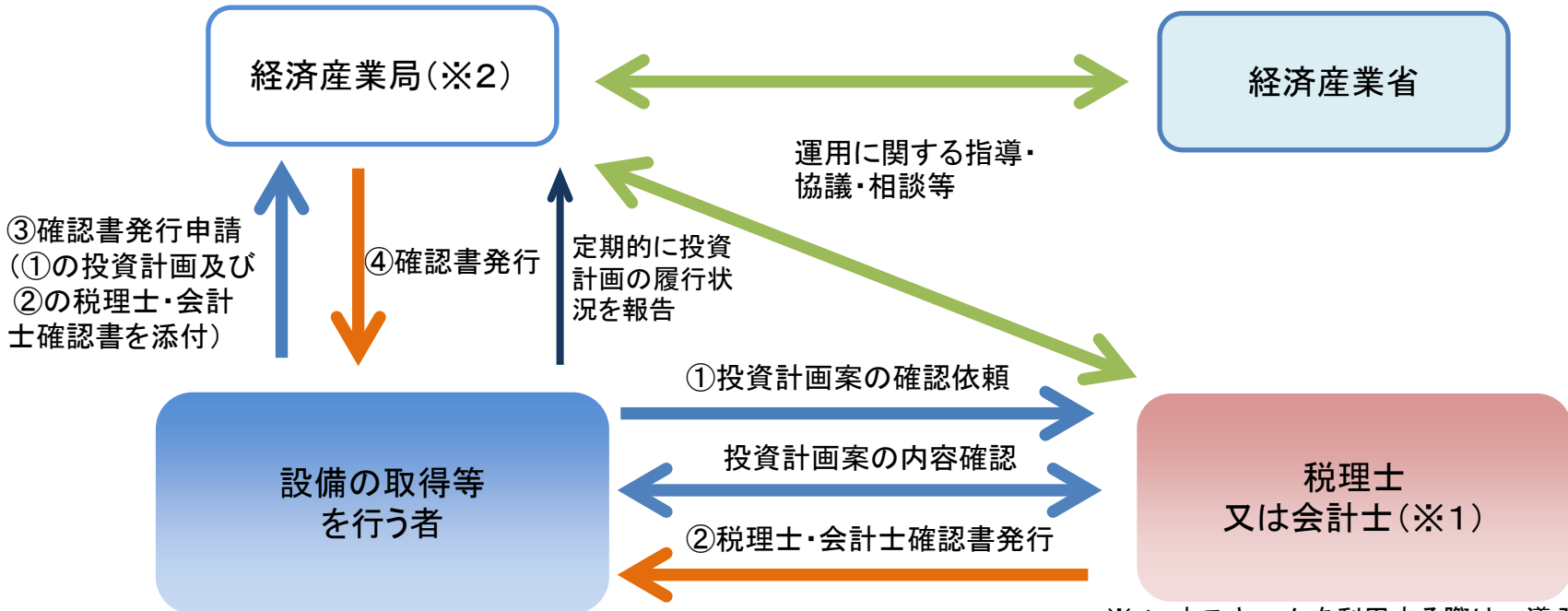
1台20万円の冷蔵庫(器具備品)を8台、合計160万円購入



合計額は満たしているが、単品30万円を満たさず

4-1. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件確認スキーム

※2 経済産業局による確認は、
設備の取得等の前に実施する
こと



※1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、税理士等の確認が必要となる
(会計監査人や顧問税理士等でなくても可)

- <税理士等及び経産局の確認内容>
- 対象設備の確認
(投資目的に必要な不可欠な設備であることの確認)
 - 投資利益率要件を満たしていることの確認
(投資の効果としてのリターンの算出方法の確認等)

4-2. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件：投資利益率

- B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備については、B要件①及び②を全て満たす設備が対象。
- そのうち、B要件①については、経済産業大臣(経済産業局)が確認・証明。

B要件①: 投資利益率

- ✓ 事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が15%以上(中小企業者等にあつては5%以上)となることが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたものであること。
- ✓ 対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする。
- ✓ なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定。

<算式>

$$\frac{\text{「営業利益+減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※1 会計上の減価償却費
※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額
※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

4-3. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件：最低取得価額

B要件②：最低取得価額

- ✓ 最低取得価額以上のものであること。最低取得価額については、A要件③と同じ。
(なお、構築物は建物と同条件とする。)

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円 (単品30万円かつ合計120万円を含む。)
建物、建物附属設備及び構築物	単品120万円 (建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。)
ソフトウェア	単品70万円 (単品30万円かつ合計70万円を含む。)

5-1. 中小企業者等に対する上乗せ措置：中小企業投資促進税制

- 中小企業者等については、下記対象設備限定で、別途「中小企業投資促進税制」において上乗せ措置が適用できる。(生産性向上設備投資促進税制よりも更に措置内容を拡充。)

上乗せ措置の対象設備

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、以下のa又はbの設備。

【上乗せ措置の対象設備a 先端設備】

生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」の要件(A要件①～③)を全て満たす設備(※1, 2)。

※1 機械装置のうち「ソフトウェア組込型機械装置(あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指令に基づいて作動する機械装置)」については、A要件①(最新モデル要件)においては、最新モデルに加え、一代前モデルも対象とする。(一代前モデルの詳細はP.12参照)

※2 ソフトウェアについては、A要件②(生産性向上要件)は適用しない。

【上乗せ措置の対象設備b 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備】

生産性向上設備投資促進税制の「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件(B要件①及び②)を全て満たす設備

5-2. 中小企業者等に対する上乗せ措置：対象設備の取得価額要件

中小企業投資促進税制の対象設備	最低取得価額等	上乗せ措置 a (先端設備)	上乗せ措置 b (生産ライン等の改善に資する設備)
機械装置	単品160万円以上	適用あり	適用あり
測定工具及び検査工具	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※1)	適用なし	適用あり
一定の電子計算機	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※2)	適用あり(サーバー用の電子計算機(ソフトウェア(OS)と同時に取得又は製作をされるものに限る。))	適用あり
一定のデジタル複合機	単品120万円以上	適用なし	適用あり
試験又は測定機器	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※1)	適用あり	適用あり
一定のソフトウェア	単品70万円以上 (複数合計70万円以上を含む。 ※3)	適用あり(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。)	適用あり
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	適用なし	適用なし
内航船舶	対象は取得価額の75%	適用なし	適用なし

※1 複数合計120万円以上取得で、現行措置又は上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

※2 複数合計120万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

※3 複数合計70万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

5-3. 中小企業者等に対する上乗せ措置：ソフトウェア組込型機械装置

一代前モデル

✓ 上乗せ措置の対象設備aにおいて、ソフトウェア組込型機械装置限定で対象となる「一代前モデル」とは、各メーカーの中で、下記要件を全て満たすものをいう。

- ①最新モデルと同じ種類、用途及び細目の設備のうち、最新モデルに対して最も近い年度に販売が開始されたものであること。
- ②10年以内に販売が開始されたものであること。
- ③最新モデル自体がその一代前モデルと比べて生産性向上要件(P. 5参照)を満たすものである場合において、その一代前モデルがその直前のモデル(二代前モデル)と比べて生産性向上要件(同上)を満たすものであること。

<事例>

A機械(最新モデル)	2010年販売開始	【B機械との生産性比較】 $\{(105-100) \div 100\} \div 2$ 年 =年平均2.5%の生産性向上
	単位時間当たり生産量105	
B機械(一代前モデル)	2008年販売開始	【C機械との生産性比較】 $\{(100-95) \div 95\} \div 2$ 年 =年平均2.6%の生産性向上
	単位時間当たり生産量100	
C機械(二代前モデル)	2006年販売開始	
	単位時間当たり生産量95	



(B機械(一代前モデル)も対象となる)

D機械(最新モデル)	2010年販売開始	【E機械との生産性比較】 $\{(101-100) \div 100\} \div 3$ 年 =年平均0.3%の生産性向上
	単位時間当たり生産量101	
E機械(一代前モデル)	2007年販売開始	【F機械との生産性比較】 $\{(100-95) \div 95\} \div 2$ 年 =年平均2.6%の生産性向上
	単位時間当たり生産量100	
F機械(二代前モデル)	2005年販売開始	
	単位時間当たり生産量95	



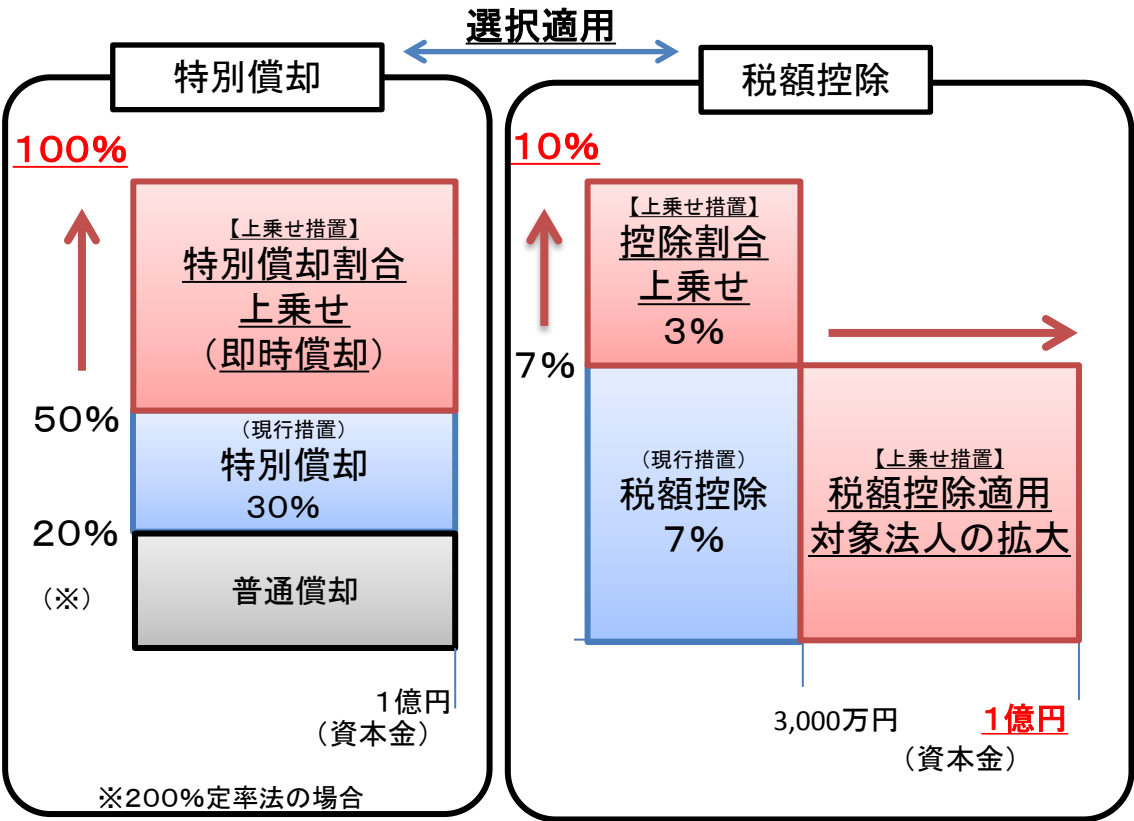
(D機械(最新モデル)が生産性向上要件を満たしていないため、E機械(一代前モデル)も対象外)

5-4. 中小企業者等に対する上乗せ措置：中小企業投資促進税制の上乗せ措置の内容

税制措置

➤ 中小企業者等とは、資本金1億円以下の法人等及び個人事業主をいい、適用される措置の内容は、以下の中小企業者等の区分に応じて、以下のとおり。

- ① 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主
→ 即時償却と税額控除10%との選択適用
- ② 資本金3,000万円超1億円以下の法人
→ 即時償却と税額控除7%との選択適用



要件確認スキーム・確認者

✓ 生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件確認スキームと同様。

※工業会等の確認内容に関しては、機械装置である場合には、ソフトウェア組込型機械装置に該当するか(該当する場合には、一代前モデルに該当するか) についての確認も必要となる。

6. その他留意事項

○各税制措置の適用関係

✓ 産業競争力強化法の施行の日以降に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象。

(参考) 国税庁HP等より抜粋

- ✓ 「取得」とは、機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたこと。
- ✓ 「事業の用に供した」とは、業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断される。

なお、「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいうので、例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となる。

○産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までの間に、対象設備の取得等をし、事業に供用した場合

産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までの間に、事業年度(旧事業年度)が終了。

はい

旧事業年度内に、各税制措置の対象となる設備の取得等をし、事業に供用。

はい

税制措置は、平成26年4月1日を含む新事業年度にて適用。(設備事業供用年度と税制措置適用年度が不一致。)

いいえ

いいえ

税制措置は、通常どおり、設備事業供用年度にて適用。

7. 問い合わせ先

○生産性向上設備投資促進税制について

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課
(直通) 03-3501-1560

○中小企業者等における上乗せ措置（中小企業投資促進税制）について

中小企業庁 事業環境部 財務課
(直通) 03-3501-5803